

## 2 令和2年改正個人情報保護法の概要

---

**Q**

新法の概要を教えてください。

---

**A**

新法では、仮名加工情報、個人関連情報等の新たな概念が追加されたほか、個人情報の利用の場面から、罰則、域外適用の分野に至るまで、多くの条項が改正されました。施行時期は、一部の規定を除き、令和4年の春から6月頃の予定です。

### 解 説

#### 1 改正の経緯

##### (1) 3年ごと見直し条項

まずは、今回の改正に至る経緯を確認します。個人情報保護法は、平成15年の成立後、平成27年に全面改正されましたが、その際に設けられた附則において、施行後3年ごとに検討を加える条項（いわゆる3年ごと見直し条項）が入りました（平27法65附則12③）。そして、平成27年改正法は平成29年5月に全面施行され、そこから3年間にわたり見直しが進められてきました（平成27年改正については完全対応本を参照）。

見直しの中で、平成31年4月の中間整理、令和元年12月の制度改正大綱と各パブリックコメントを経て、改正法案は令和2年3月に閣議決定されました（経緯は後掲の図表1を参照）。

##### (2) 改正法の施行時期

改正法案は令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されました（令和2年法律第44号。以下、同法施行前の個人情報保護法を現行法とい

います。)。改正法は、罰則等の一部の規定を除き、公布日から2年以内に全面施行されます(後掲の図表2参照)。

個人情報保護委員会によると、改正法の全面施行は令和4年(2022年)の春から6月頃を想定しており、政令と委員会規則は令和3年(2021年)2月から4月頃の公布、ガイドラインやQ&Aの公表は令和3年6月以降を見込んでいるようです(個人情報保護委員会ウェブサイト「令和2年 改正個人情報保護法について」内「今後の想定スケジュール(見込み)(令和2年12月25日時点)」参照)。

【図表1：個人情報保護法の改正及び施行の経緯】

平成15年（2003年）	個人情報保護法成立
平成17年（2005年）	個人情報保護法施行
平成27年（2015年）	個人情報保護法改正
平成29年（2017年）	平成27年改正法施行
平成31年（2019年）	<ul style="list-style-type: none"><li>・いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点（1月）</li><li>・個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理（4月）</li><li>・いわゆる3年ごと見直しに係る有識者ヒアリング（5月）</li><li>・個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱（12月）</li></ul>
令和元年（2019年）	
令和2年（2020年）	<ul style="list-style-type: none"><li>・改正法案閣議決定（3月）</li><li>・改正法成立・公布（6月）</li><li>・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について（6月）</li><li>・改正個人情報保護法政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について（7月）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立案担当者による解説論文の公表（村瀬ほか（上・下））（8月、9月）</li> <li>・立案担当者による解説書籍（一問一答）の公刊（12月）</li> <li>・新施行令案、新施行規則案のパブリックコメント開始（12月）</li> </ul>
令和3年（2021年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令、委員会規則の公布見込み（2～4月）</li> <li>・ガイドライン、Q &amp; Aの公表見込み（6月以降）</li> </ul>
令和4年（2022年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法全面施行（春～6月）</li> </ul>

【図表2：改正法の施行時期】

施行日	内 容	条 文
令和2年12月12日	罰則の引上げ	新法83条、85条、87条（詳細はQ23）
公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日	本人の事前同意のない第三者提供に係る通知等に関する経過措置	改正法附則2条（詳細はQ7）
公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	上記以外の内容	上記以外の規定

## 2 改正の概要

新法の改正事項は多岐にわたりますが、概要を一覧にすると図表3のとおりです。本稿では以下、これらの改正事項を簡潔に概説します。詳しい解説は第2章の該当箇所をご覧ください。

**【図表3：改正の概要】**

- (1) 不適正な方法による個人情報の利用禁止
- (2) 漏えい等発生時の国への報告及び本人への通知の義務化
- (3) オプトアウトによる第三者提供の規制追加
- (4) 提供先で個人データとなる個人関連情報の規制
- (5) 仮名加工情報の創設
- (6) 本人からの開示請求等の範囲の拡大
- (7) 認定個人情報保護団体の認定要件の一部緩和
- (8) 罰則の強化
- (9) 法の域外適用・越境移転

**(1) 不適正な方法による個人情報の利用禁止（第2章第1節）**

現行法では、個人情報の「利用」行為全般にかかる規制は見られなかったところ、平成31年（2019年）に発生した破産者マップ事件（事例12）のように、本人が予見し得ない形で不利益を被る事例が見られるようになり、そのような利用形態への懸念が高まっていました。

そこで、新法では、個人情報取扱事業者が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することが禁止されます（新法16の2）。

同条の要件は抽象的であり、具体的にどのような場合が該当するかが問題となります。

**(2) 漏えい等発生時における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化（第2章第2節）**

現行法では、漏えい等の発生時の国（個人情報保護委員会）への報告は法的義務ではなく、告示上の努力義務にとどまっています。そのため、積極的に対応しない事業者も存在すると指摘されていました。

## トピック②

## 広告関係用語・技術の概説

新法では、「個人関連情報」についての規律が取り入れられ、報道等では、「クッキー（Cookie）規制である」という論調も見られました。例えば、新法の閣議決定直後の日本経済新聞令和2年3月11日朝刊5頁では、「改正案では、企業による分析目的の個人データ収集を規制する。ネットの閲覧履歴を集められる『クッキー』と呼ばれる仕組みの利用を対象とし、他社からクッキー情報を得て自社のデータベースに加える場合に本人の同意取得を義務付ける。提供元の企業も、提供先の企業に本人同意を得たか確認する必要がある。」として、まるでクッキーというは魔法のようにネットの閲覧履歴を集めるもので、規制が必要であるといわんばかりです。国会においても、「もう一つ、今回の法文の個人関連情報ということなんですが、その具体例として、これもメディアで話題になりましたが、クッキーとか位置情報というのは該当するのかどうか、あるいは単純な統計情報等も該当するのかどうか、その辺りも御答弁ください。」との山田太郎参議院議員の質問に対して、政府参考人である其田個人情報保護委員会事務局長は、「個人関連情報とは、法案上は、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものとされております。具体例を挙げますと、氏名と結び付いていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、クッキー等も含まれます。また、いわゆる統計情報は、特定の個人との対応がない限りにおいては個人関連情報には該当いたしません。」と応答しており（第201回国会参議院・内閣委員会会議録第13号（令和2年6月4日））、クッキーが基本的に個人関連情報として規律対象であるとされています。

では、クッキーというのはいったい何であって、何のために用いられるのでしょうか。クッキーが個人情報保護法との関係で問題になるのは、基本的には、広告（行動ターゲティング広告）利用の文脈です。仕組みを理解するためには、クッキー、DMP（Data Management Platform）の技術を知る必要があります。ここでは、一般社団法人日本インテラクティブ広告協会（JIAA）編『必携インターネット広告 プロが押さえておきたい新常識』（インプレス、2019年）（以下「必携」といいます。）を参照し概説します。

クッキーは、「Webサイトの提供者が、ブラウザーを介して訪問者のコンピューターに一時的に簡単なデータを書き込む仕組み」（必携290頁）とされています。クッキーが書き込まれるのはブラウザーです。皆さんのPCのMicrosoft Edgeや、Google Chromeということになります。特殊な設定をしていない限り、クッキーはブラウザーごとに書き込まれますから、Edgeを用いて訪問した後でChromeを用いて同じウェブサイトに訪問したとしても、ウェブサイト側では、同一端末（ブラウザー）とは認識できません。また、クッキーを書き込んだだけでは、特定の個人が識別できるわけではありません。そのため、クッキー単体では個人情報であるとは考えられておらず、本改正においても、クッキー単体を個人識別符号（法2②各号）に指定するという方向性は中間整理の段階で事実上排除されています（中間整理41～42頁）。

クッキーには、1stパーティクッキーと3rdパーティクッキーがあります。1stパーティクッキーは、サービス（コンテンツ）を提供しているウェブサイト自身が書き込むものです。これに対して、3rdパーティクッキーは、サービス（コンテンツ）を提供しているウェブサイトとは違うウェブサイト（ウェブサーバー）が書き込むもので、広告で用いられるのは基本的には3rdパーティクッキーです。

3rdパーティクッキーを書き込むのは、主として、DMPを運営する事業者（以下「DMP事業者」といいます。）です。DMPとは、「自社や外部のさまざまなデータを一元的に管理するプラットフォーム」のことです（必携286頁）。DMP事業者はクッキーを書き込み、さまざまなメディアに、これに対応したタグを書き込んでもらうことによって、訪れたウェブサイトやクリックしたリンク等、インターネット上の行動履歴を把握していきます。そして、一般的には、そこからクッキーのIDごとに、一定のプロフィール（ラベル）を作成します。例えば、「30代」「野球ファン」「車の購入に興味」などです。広告主は、DMPが把握しているプロフィールに目掛けて、オンラインの広告枠に広告を配信してもらいます。例えば、東京在住、30代の、車の購入に興味がある人に対し、自社の車の広告を配信するわけです。これが行動ターゲティング広告です。行動ターゲティング広告は、これを見る方からすると、特定の個人に向けて広告を配信しているようですが、一定のプロフィールの掛け合わせをターゲットとすることが多いのです（本当に特定の個人に向けて広告を配信するような技術もありますが、ここで

は割愛します。)。DMPでは、「最適な広告配信のためのデータを収集したり、統合・分析したり、推論し予測したりなど、さまざまな機能が存在します(必携171頁)。また、「同一ユーザーでも複数の端末やブラウザを利用している」場合に、これを共通のIDで紐付け、又は類推から統合することも機能としている場合があります(必携171頁)。クッキー同士を同期させる技術をクッキーシンクといい(必携290頁)、複数の端末やブラウザによる行動履歴を統合することをクロスデバイストラッキングといいます。

このような、クッキーのIDに紐付いた行動履歴に個人情報保護法上の規律がかかるのは、大きく分けて3つの場合です。まず、DMPのデータが、氏名等と容易照合可能である等の理由により特定の個人を識別可能であるときは、当該個人情報・個人データは当然個人情報保護法の規律を受けます。次に、DMP内部のプロフィールやラベルの集積、行動履歴の蓄積によって、氏名等の、単体では特定の個人が識別可能な情報が含まれていないとしても、全体として特定の個人が識別される場合があり、そのような場合も、DMPのデータは個人情報・個人データとして取り扱う必要があります(匿名加工情報ガイドライン3-2-5)。最後に、本改正によって、DMPのデータは、上記2のような特定の個人が識別可能な場合でないとしても、個人関連情報としての規律を受けることとなりました。

なお、「誰が」個人情報又は個人関連情報を保有しているとして義務を負うかは、行動ターゲティング広告のスキームによって異なります。DMPがある広告主のためだけに構築されている場合(プライベートDMP)には、広告主が個人情報又は個人関連情報の保有者として義務を負い、DMP事業者は委託先という整理になり、DMPが複数の広告主のために構築されている場合(パブリックDMP)には、DMP事業者自身が個人情報又は個人関連情報の保有者として義務を負うという整理になるでしょう。

行動ターゲティング広告のスキームは複雑かつ多様であり、本概要は相当程度、一般的、抽象的なものであることに注意してください。個別事案の対応には、「必携」の他、内閣官房デジタル市場競争会議「デジタル広告市場の競争評価中間報告」(令和2年6月16日)、「デジタル市場競争に係る中期展望レポート～Society5.0におけるデジタル市場のあり方～」(令和2年6月16日)が参考になります。

(板倉 陽一郎)

## 17 仮名加工情報の活用場面

**Q**

仮名加工情報の具体的な活用場面としてどのようなもの  
が想定されますか。

**A**

取得時の利用目的が不十分又は欠けていた個人情報や、限定的な利用目的の下で取得した個人情報（医療・治験分野で取得した個人情報など）を、仮名加工情報に加工することで、取得時の利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用（AI学習への利用など）することなどが考えられます。

### 解 説

#### 1 取得時の利用目的を超えた利用

Q12で説明したように、個人情報取扱事業者においては、いわゆる「仮名化」という手法が広く活用されており、このように「仮名化」された個人情報は、例えば、個人情報の本人である特定の顧客ではなく、仮名化された顧客A、顧客B、顧客Cの購買履歴からそれぞれの購買傾向を分析し、一般消費者向けの商品開発等の目的で利用する場合などであれば、特定の個人を識別する必要がないため、有効に利活用することができると考えられます。

このような「仮名化」の活用の広がりを踏まえて新たに導入された仮名加工情報は、これもQ12で既に触れたように、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下することから、取得時の利用目的による制限が緩和されています（開示資料2）。

そのため、仮名加工情報は、特定の個人を識別する必要がない目的に利用する場合であって、個人情報のまま利用するのでは、加工前の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超ってしまうためにこれが

難しい場合に活用されることが想定されます。

なお、同様に特定の個人を識別する必要がない目的に利用する場合であって、個人情報のまま利用するのでは、加工前の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えてしまうためにこれが難しい場合に利用できる制度としては匿名加工情報が既に存在しますが、匿名加工情報は「特定の個人を識別することができない」（新法2⑪）ことが求められることから、要求される加工の技術や判断は相当程度に高度なものとなる上、元データを相当程度抽象化することが必要となります。仮名加工情報は、データとしての有用性が加工前の個人情報により近いことから、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施できるものとしてメリットがあると考えられます。

## 2 開示等の請求の対象からの除外

また、仮名加工情報は、上記1と同様に、仮名化された個人情報が本人に紐づけられて利用されることはないとため、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下することから、開示、訂正等及び利用停止等の請求（以下「開示等の請求」といいます。）の対象から除外されることになりました。

そのため、何らかの理由で保有個人データの開示等の請求に応じることが負担となるためこれを避けたいといった事情がある場合は、仮名加工情報に加工することで、加工後の情報については開示等の請求の対象外とすることができます。ただし、この場合でも、加工前の元データである保有個人データについては、これを消去しない限り引き続き開示等の請求に対応する必要がある点には留意が必要です。

## 3 具体的な活用場面

### (1) 利用目的が不十分又は欠けている場合の対応

仮名加工情報の活用場面として、国会答弁においては「企業における

るビッグデータの分析、技術開発がより円滑、効率的にできるようになること」(第201回国会衆議院・内閣委員会議事録第13号其田政府参考人発言(令和2年5月22日))が挙げられていますが、より具体的には、取得時の利用目的が不十分又は欠けている場合において、利用目的を柔軟に変更することが考えられます。

例えば、個人情報取扱事業者が過去に取得した個人情報をAIの学習用データとして利用しようとする場合に、これが取得時の個人情報の利用目的に含まれているか、当該利用目的と関連性を有する範囲内にある場合は、そのまま、または利用目的の変更(法15②)を行った上で、個人情報のまま学習用データとして利用することができますが、AIの学習用データとして利用することが取得時の利用目的に含まれておらず、関連性を有する範囲内にあるともいえないような場合には、個人情報として利用するためには、新たな利用目的について本人の同意を取得する必要があります。しかしながら、過去に取得した個人情報について本人から同意を取得することは、本人と連絡がとれない可能性や、連絡がとれたとしても同意を拒まれる可能性などが想定され、容易でない場合も考えられます。

このような場合に、当該個人情報を加工して仮名加工情報を作成することで、本人の同意を取得せずともその利用目的を変更し、AIの学習用データとして利用することができます。

## (2) 利用目的が限定されている個人情報の利活用

また、例えば医療・治験等の分野で取得される個人情報などは、取得時の利用目的が、医療行為の提供や治験の実施等に限定されている場合が多いものと考えられます。

このように、取得時の利用目的が限定されている個人情報については、仮名加工情報に加工することによって、利用目的を柔軟に変更して利活用することが可能になるとと考えられます。取得時の利用目的に

該当するかの判断が難しい場合についても同様です。また、これに加えて、利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、仮名加工情報として加工した上で保管する、といった取扱いも可能になると考えられます（一問一答16頁）。

ただし、これらのような場合も、変更後の利用目的の公表が必要となる点については留意する必要があります。

#### 改正に伴う対応

過去に取得した個人情報を新たな利用目的で活用したいというニーズが生じた場合は、まず取得時の利用目的に当該新たな利用目的が含まれていると解釈できるか、又は、利用目的の変更（法15②）が可能かを検討することになります。こうした対応によることができない場合、改正前の個人情報保護法では本人の同意を得る等の対応を行わなければなりませんでしたが、新法の下では、仮名加工情報に加工した上で利活用することも検討に値すると思われます。

仮名加工情報としての利活用の検討に当たっては、まず、当該新たな利用目的で利活用する上で、特定の個人を識別できない状態に加工された情報でもそのような利活用が可能かを検討することになります。この点がクリアできるようであれば、個人情報を仮名加工情報に加工した上で、仮名加工情報について新たな利用目的を追加する変更を行い、変更後の利用目的を公表することで（新法35の2④・18③）、仮名加工情報として新たな利用目的で利活用することが可能となります。

**事例16 利用者が登録した顔画像を、一つの地域における複数の事業者に第三者提供すること等を通じて、キャッシュレス決済・キーレスドア解錠等の利便性を提供している実証実験の事例**

(平成31年1月～令和3年3月予定／南紀白浜IoTおもてなしサービス実証実験)

### 事案の概要

和歌山県南紀白浜エリアでは、平成31年1月から令和3年3月末日までの期間、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の一環として、日本電気株式会社や株式会社南紀白浜エアポート等の主導により、「南紀白浜IoTおもてなしサービス実証」(以下「南紀白浜実証」という。)と称する大規模な実証実験が行われている。南紀白浜実証では、旅行客本人から同意を得て顔画像を取得し、参加施設での顔認証によるキャッシュレス決済等のサービスに利用しているほか、同意を得て顔画像を取得した旅行客以外についても、空港等に設置したカメラによって顔画像を一時的に取得し、これを処理することによって得られた属性推定情報を利用して人流量の分析等を行っている。

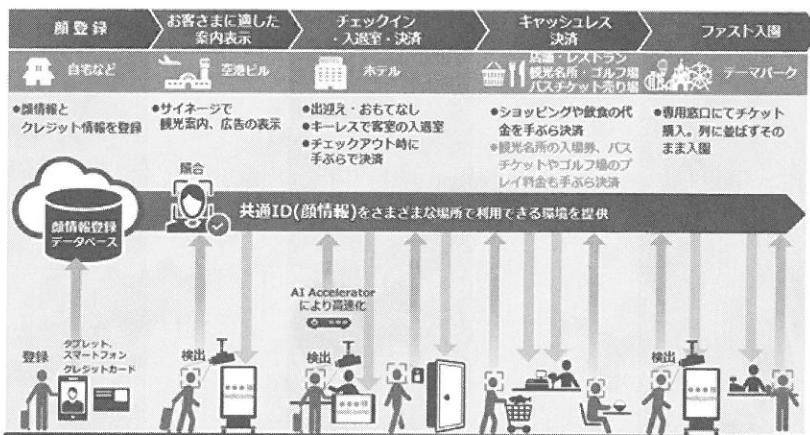
### 解 説

#### 1 南紀白浜実証の概要

南紀白浜実証は、IoTと顔認証機能の活用による観光客やビジネス客の満足度の向上、IoTを活用した空港運営の生産性向上等のために、和歌山県南紀白浜地域で行われている大規模な実証実験の取組みです。旅行客は、南紀白浜実証に参加することにより、滞在するホテルのチェックイン時に顔認証による出迎えを受けられたり、客室の入室

時にも顔認証を用いてキーレスで入退室ができたり、店舗やレストラン、観光名所でも顔認証を用いてキャッシュレスで決済できたりといった様々な利便性を受けることができます（詳細は図表1参照）。

【図表1：南紀白浜エリアにおけるIoTおもてなしサービス実証の概要】



（出典：令和元年10月25日付日本電気株式会社株式会社・南紀白浜エアポート「南紀白浜「IoTおもてなしサービス実証」の顔認証サービス施設が拡大」より（[https://jpn.nec.com/press/201910/20191025\\_01.html](https://jpn.nec.com/press/201910/20191025_01.html)），（2021.01.29））

本稿では、南紀白浜実証のうち、旅行客本人から同意を得た上で顔画像の利活用（下記2）と、空港等に設置されたカメラによる顔画像等の取得・属性推定結果の利用（下記3）の2点に分けて解説します。なお、本稿記載の事実は、末尾参考文献等記載のウェブサイト及び筆者が南紀白浜実証の事務局に問い合わせた情報によります。

## 2 顔認証：旅行客本人から同意を得ての顔画像の取得・利用

### （1）顔画像の取得

南紀白浜実証に参加したい旅行客は、南紀白浜実証のウェブサイト内の「参加申込み」ページにアクセスして、氏名・生年月日・性別・

電話番号・電子メールアドレスを登録するとともに、スマートフォンのカメラを用いて、旅行客自身の顔写真を撮影し、これを同ページにアップすることにより、日本電気株式会社に個人情報を提供します(以下、南紀白浜実証に参加し日本電気株式会社に個人情報を提供している旅行客を、「旅行客」といいます。)。

旅行客が撮影し登録した顔画像は、そこに写る顔により特定の個人を識別できるため、「個人情報」(法2①一)に該当します。また、顔画像と同時に取得される氏名のみならず、生年月日・性別・電話番号・電子メールアドレスについても、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」(法2①一)ため、個人情報に該当すると解されます。

さらに、これらの個人情報は、南紀白浜実証における顔認証等サービスの提供のため、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成されていると考えられますから、保有個人データ(法2⑦)に該当します。なお、キャッシュレス決済に必要な個人情報(法2①一、ガイドライン等Q&A Q1-22参照)については、後述するペリトランス株式会社のウェブサイトに移動して登録するものとされています。

## (2) 利用目的の特定・明示

旅行客からの個人情報の取得の場面において、日本電気株式会社は、南紀白浜実証の「参加申込み」ページ上に、「顔認証技術を活用したおもてなしサービスのためのweb利用規約」及び「個人情報の取扱いに関する同意」と称する規約(以下、「個人情報の取扱いに関する同意」を「本件規約」といいます。)を表示しており、これは個人情報の利用目的の明示(法18②)と解されます。

本件規約によると、南紀白浜実証における個人情報の利用目的は、  
①南紀白浜の事業者施設内に設置したディスプレーにおける「おもてなし表示」、②南紀白浜の事業者施設内の部屋の「ドアの開錠」、③南

紀白浜の事業者施設における「決済」、④顔認証によるおもてなしサービスの体験に関するご連絡の4つに特定されています（法15①）。

### （3） 第三者提供の同意取得

取得した旅行客の個人情報の第三者提供の場面に関し、本件規約上には、「お預かりした個人情報は、上記3項（筆者注：上記(2)①ないし③記載の利用目的と同じ。）の利用目的を達成するために限り、以下の第三者提供を行う場合があります。」との記載があり、同利用目的の範囲内で、HOTEL SHIRAHAMAKAN（白浜館）を経営する株式会社白浜館、決済代行を業とするベリトランス株式会社、アドベンチャーワールドを経営する株式会社アワーズに個人データを第三者提供することが明示されています。

そして、本件規約の直下には、「上記、「利用規約および個人情報保護方針」に同意します。」というチェックボックスがあり、更にその下部には「同意する」ボタンがあり、旅行客はこの2つの「同意」ボックスないしボタンへのクリックを求められます。南紀白浜実証においては、このような方法により第三者提供の同意が取得されています（法23①本文）。

### （4） 本件規約のその他の記載事項

本件規約には、上記(2)(3)記載の項目の他に、事業者名、個人情報保護管理者（職名・連絡先）、個人情報の取扱いの委託、個人情報の提供の任意性、安全管理措置、容易に認識できない方法による個人情報の取得（ウェブサイトには、「クッキー」が使用されていること、クッキーは旅行客のコンピュータを識別することはできるが、旅行客が個人情報を入力しない限り旅行客個人を識別することはできないとの記載があります。なお、クッキーについては、トピック②参照。）、個人情報に関する問合せ先、問合せへの回答といった情報が記載されています。